

## 令和2年簡易100mメッシュ人口作成方法

### 1. 原則

50mメッシュ単位で建物面積を算出し、公表されている令和2年国勢調査の250mメッシュ人口を按分して100mメッシュ単位に集計する。

### 2. 50mメッシュ単位の建物面積の算出方法

(1) 基盤地図情報の建物データ（ポリゴン）について、各建物の面積を計算する。

※基盤地図情報のデータは2次メッシュ単位に作成されており、2次メッシュ境界線上にある建物は境界線で分断されてそれぞれの2次メッシュのデータに含まれている。本計算では、分断された建物は個々の建物として扱っている。

(2) 建物の中心点（各建物データの緯度・経度の最小値と最大値の平均値）を求め、当該建物は中心点のある50mメッシュに属するものとする。

(3) 50mメッシュごとに属する建物の面積を集計する。このとき、面積が20m<sup>2</sup>未満と2000m<sup>2</sup>超の建物は原則、非住宅とみなす。

(4) 国土数値情報の都市地域土地利用細分メッシュデータ（100mメッシュの土地利用データ）で、工場、公共施設等用地、公園・緑地、ゴルフ場となっている100mに含まれる50mメッシュの建物面積は0とする。

(5) 国土数値情報の行政界データにより、全域が海上にある100mメッシュ内の50mメッシュの建物面積は0とする。（基盤地図情報では海上に建物がある場合がある）

(6) 以上の条件で50mメッシュの建物面積を算出し、250mメッシュ人口を100mメッシュに按分する。ただし、この方法では人口がある250mメッシュの建物面積が0m<sup>2</sup>となるケースが生じるため、次の順で50mメッシュに建物面積を付与する。

① 面積が2000m<sup>2</sup>超～5000m<sup>2</sup>以下の建物がある場合はその面積

② ①がなく、面積が5000m<sup>2</sup>超の建物がある場合はその面積

③ ①・②がなく、面積が20m<sup>2</sup>未満の建物がある場合はその面積

④ 土地利用による制約がなければ建物面積がある場合はその面積（面積が20m<sup>2</sup>～2000m<sup>2</sup>の建物があればその面積。ない場合は①～③の順序で面積を付与する。）

⑤ 250mメッシュ内に建物面積がない場合は、行政区域データから求めた100mメッシュ内の陸地面積の割合の1/4の値を50mメッシュに付与する。つまり、陸地面積で按分することとする。

以上